

今治市物価高騰対応しまなみ暮らし支援事業実施要綱

令和8年4月1日制定

今治市要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日常生活でのしまなみ海道通行料金の恒常的な負担に加え、物価高騰により更なる負担増加に直面する島しょ部地域の住民に対し、予算の範囲内において、生活費の一部を助成するための買い物クーポンを交付することにより、当該住民の物価高騰による負担を軽減し、島しょ部地域における暮らしの支援を図ることを目的とする。

2 買い物クーポンを利用できる対象品目は、住民の生活維持に必要な食料品、日用品、医薬品、燃料等とする。

3 前項の買い物クーポンの通称は、「しまなみ暮らし支援クーポン」(以下「クーポン」という。)とする。

(対象者)

第2条 クーポン交付の対象となる世帯(以下「対象世帯」という。)は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

(1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳に吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前地域の住所が記載され、かつ、現に当該地域に居住している者が属する世帯

(2) 市長が実施する日常生活等の実態調査「しまなみ暮らし支援アンケート」に回答した世帯

2 前項の規定にかかわらず、令和8年4月30日時点において、前項第1号に規定する住民基本台帳の要件に該当しない世帯は、クーポン交付の対象としない。

(クーポンによる助成の内容)

第3条 クーポンの交付は、1世帯あたり1万円分(500円券20枚)とする。

2 対象世帯の世帯員は、市長が登録した店舗(以下「登録店舗」という。)において、クーポンを購入に利用することができる。

3 クーポンの利用期限は、令和9年1月31日までとする。

(交付の申請)

第4条 対象世帯の世帯主は、クーポンの交付を受けようとするときは、「しまなみ暮らし支援クーポン」交付申請書(別記様式第1号)(以下「申請書」という。)に、対象世帯の世帯主の氏名、住所、連絡先等を記載して、令和8年9月15日までに市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、第2条第2号に規定する実態調査の回答書を添付しなければならない。

(交付の決定及び交付)

第5条 市長は、前条の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、クーポンの交付を決定し、クーポンを交付するものとする。

(クーポンの利用方法等)

第6条 クーポンの交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、クーポンを利用しようとするときは、登録店舗において、クーポンを当該店舗の店員に提出し、不足する額を支払うものとする。

2 クーポンは、再交付しない。ただし、クーポンを汚損し、又は破損した場合において、当該クーポンと引換えに再交付の請求があったときは、この限りでない。

(届出)

第7条 交付決定者は、第2条に規定する対象世帯の要件を満たさなくなった場合において、未使用のクーポンがあるときは、「しまなみ暮らし支援クーポン」返還届出書(別記様式第2号)により、速やかにその旨を市長に届け出て、当該クーポンを返還しなければならない。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、クーポンの交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第2条に規定する対象世帯の要件を満たさなくなったとき(前条の届出があったときを除く。)

(2) 偽りその他の不正な手段によりクーポンの交付を受けたとき又は受けようとしたとき。

(3) 第10条の規定に違反したとき。

(4) その他この要綱に違反したとき。

(クーポンの返還)

第9条 市長は、前条の規定によりクーポンの交付決定を取り消した場合において、未使用のクーポンがあるときは、当該クーポンを速やかに返還させるものとする。

2 市長は、前条の規定によりクーポンの交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し交付されたクーポンが既に使用されているときは、期限を定めて、その使用に係る額に相当する額を返還させるものとする。

(クーポンの譲渡等の禁止)

第10条 クーポンは、譲渡し、又は貸与してはならない。

(登録店舗等)

第11条 市長は、別に作成する募集要項により応募した事業者が営む店舗をクーポンを利用でき

る店舗として登録する。

- 2 前項に規定する店舗登録をしようとする者は、「しまなみ暮らし支援クーポン」利用可能店舗登録（変更）申請書（別記様式第3号）により市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請があった場合において、クーポンを利用できる店舗として適当と認めるときは、「しまなみ暮らし支援クーポン」利用可能店舗登録書（別記様式第4号）を交付するものとする。
- 4 前項の登録書の交付を受けた者（以下「登録事業者」という。）は、第1項の申請書に記載した事項に変更等があったときは、「しまなみ暮らし支援クーポン」利用可能店舗登録（変更）申請書により市長に届け出なければならない。

（登録店舗の取消等）

第12条 市長は、次の各号のいずれかの場合には、登録を取り消すことができる。

- （1）登録店舗が業務を履行しないとき又は履行の見込みがないとき。
- （2）登録事業者が登録の取消しを申し出たとき。
- （3）登録店舗の故意又は重大な過失によりクーポンの不正使用等がされたとき。
- （4）登録事業者が虚偽その他不正の行為により、次条の請求を行ったとき。
- （5）その他クーポンの利用に関する市長の指示を登録店舗が遵守しないとき。

- 2 市長は、登録店舗が前項第3号から第5号の規定により登録の取消しを受けた場合において、必要があると認めたときは、当該登録店舗の登録申請を行った登録事業者が受領したクーポンに対して支払いを行った金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 3 登録事業者は、第1項の規定による登録の取消しにより損害が生じたとしても、その賠償を市長に請求することができないものとする。
- 4 第1項の規定により市長が登録を取り消した場合において、登録を取り消された登録店舗が既に受領したクーポン（不正に取得されたものでない場合に限る。）を有する場合は、当該登録を取り消された店舗の登録申請を行った登録事業者は、当該クーポンに係る代金の請求を行うことができるものとする。

（登録事業者の請求）

第13条 登録事業者は、受領したクーポンを毎月月末に登録店舗ごとに集計し、翌月の10日までに「しまなみ暮らし支援クーポン」代金請求書（別記様式第5号）を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、クーポン代金を登録事業者に支払うものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

「しまなみ暮らし支援クーポン」交付申請書

（宛先）今治市長

今治市物価高騰対応しまなみ暮らし支援事業実施要綱の規定に基づき、しまなみ暮らし支援クーポン（以下、クーポンという）の交付を申請します。

なお、上記のクーポン交付について、以下の遵守事項等に同意します。

申請者 郵便番号 _____

住 所 今治市 _____

世帯主氏名※1 _____ 変更した世帯主※2 _____

電話番号※3 _____（携帯電話可）

※1 アンケートが送付された封筒に記載している住所と氏名を記入してください。

※2 4月30日以降に世帯主が変更した場合、変更した世帯主のお名前も記入してください。

※3 クーポンを確実にお手元に送付するため、必ず電話番号をご記入ください。

遵守事項等

（1）アンケート設問に未回答箇所がある場合、お電話にて確認させていただくことがあります。

（2）クーポンの送付について、お電話で住所等確認させていただくことがあります。

（3）クーポンの交付後、下記事項に該当する行為を行った場合はクーポンの返還を求められます。

○クーポンの記載事項を改変して使用したとき。

○虚偽その他不正の行為により、クーポンの交付を受けたとき。

○その他、クーポンの交付に関する市の指示を遵守しないとき。

※ご不明な点は、しまなみ振興課（TEL0897-72-8772）か、島しょ部の各支所住民サービス課にお問い合わせください。

以下事務局使用欄

審査	交付	備考

年 月 日

「しまなみ暮らし支援クーポン」返還届出書

（宛先）今治市長

届出者 住所

氏名

電話番号

今治市物価高騰対応しまなみ暮らし支援事業実施要綱第7条の規定に基づき、しまなみ暮らし支援クーポンの返還を届け出ます。

クーポンの交付を受けた世帯主	<input type="checkbox"/> 届出者と同じ	※1届出者と違う場合 氏名
返還事由	<input type="checkbox"/> 島しょ部に住まなくなった <input type="checkbox"/> 島しょ部から住民票を異動させた <input type="checkbox"/> その他（ ） 返還事由の発生（予定）日 年 月 日	返還するクーポンの枚数 _____枚
備 考		

※1 届出者がクーポン交付を受けた世帯主と違う場合ご記入ください。

別記様式第3号(第11条関係)

「しまなみ暮らし支援クーポン」
利用可能店舗登録(変更)申請書

年 月 日

(宛先) 今治市長

申請者の住所又は所在地
名称及び代表者名

今治市内の下記の店舗について、「しまなみ暮らし支援クーポン」を利用できる店舗として登録を受けたいので、今治市物価高騰対応しまなみ暮らし支援事業実施要綱第11条第2項(第4項)の規定により(登録・変更・廃止)申請します。

なお、申請に当たり今治市物価高騰対応しまなみ暮らし支援事業実施要綱を遵守することを誓約します。

記

No.	店舗名	郵便番号	住所	電話番号 メールアドレス
			今治市	
			今治市	
			今治市	
			今治市	
			今治市	

対象品目	食料品、日用品、医薬品、燃料等
特記事項	

担当者 職(担当)

氏 名

電話番号

「しまなみ暮らし支援クーポン」
利用可能店舗登録書

(代 表 者) 様

今治市長 印

年 月 日付けで申請のあった下記の店舗については、今治市物価高騰対応しまなみ暮らし支援事業実施要綱第11条第3項の規定により、「しまなみ暮らし支援クーポン」を利用することができる店舗として登録する。

記

1 登録事業者番号 第 号

2 登録された店舗

No.	店舗名	郵便番号	住所	電話番号 メールアドレス
			今治市	
			今治市	
			今治市	
			今治市	
			今治市	

※今治市物価高騰対応しまなみ暮らし支援事業実施要綱第12条の規定による登録の取消しにより損害が生じたとしても、その賠償を市長に請求することができないものとする。

年 月 日

「しまなみ暮らし支援クーポン」代金請求書

(宛先) 今治市長

請求者の住所又は所在地

名称及び代表者名

令和 年 月 日 第 号で登録を受けた店舗において受領したクーポンについて、下記のとおり集計しましたので、今治市物価高騰対応しまなみ暮らし支援事業実施要綱第13条の規定に基づき、クーポン【今治市保管用】を添えて、しまなみ暮らし支援クーポン代金を請求します。

金 額 _____

ただし、対 象 月 年 月分
クーポン 枚 × 補助額500円として

各登録店舗受領状況

No.	店舗名	住所	使用枚数 (枚) (A)	金額(円) $(B) = (A) \times 500$
		今治市		
		今治市		
		今治市		
		今治市		
		今治市		
合計				

担当者 職(担当)
氏 名
電話番号